

2 各地区の課題解決に向けて - 市政研修会 -

令和7年11月25日(火)福島市市民センターにおいて、各地区連合会長等24名参加のもと、市政研修会を開催いたしました。

今年度の研修内容は、役員会において町内会が抱える課題について情報共有し、市の重点施策をメインに協議を行い、「福島市総合治水計画」及び「田んぼダム」と「義務教育学校」の2項目としました。

「福島市総合治水計画」及び「田んぼダム」の講義では、水害による浸水被害の軽減と発災時における生命の安全確保を目標とする、雨水を安全に「流す」、雨水の流れを「遅らせる」、誰もが命を守るように「準備・回避する」という3つの対策について説明を受けました。また、田んぼダムは、水田が持つ雨水貯留機能を活用した「遅らせる」対策の1つで、稲の育成に大きな影響を与えず実施できるメリットがあり、本市では取り組み地区を拡大しています。

「義務教育学校」の講義は、本市として初めて松川地区に義務教育学校が開校したことから、教育課程や地域との関わり方について説明を受けました。

小・中学校の接続が円滑に行われることにより、学校の教育課程を多角的・弾力的に行うことができ、柔軟な学校運営が可能となることを学びました。

今回の研修を通して、地域、そして町内会としてどのようなことに取り組んでいけるかを考える有意義な時間となりました。今後も、様々な研修等を開催し住民自治組織、そして地域の課題解決に繋がるよう、会員の資質向上に努めてまいります。



研修会の様子



町内会活動ハンドブック2026が完成しました!



本連合会では、町内会運営の基本的な事項や活動のための参考資料を掲載した、町内会運営の手引書「町内会活動ハンドブック」を2年に1度作成しています。

今年度はその作成年度にあたり、令和6年に発行したハンドブックの内容を見直し、後日、各町内会へ配布いたします。多岐にわたる町内会活動を円滑に進めるためのマニュアルとして、ご活用ください。

なお、各町内会には4月以降に各支所等経由で配布いたします。



町内会活動ハンドブック

ハンドブックは配布部数に限りがございますが、福島市のホームページから閲覧及びデータの取得が可能です。



【掲載ページ】

- 福島市ホームページ
- 「まちづくり・環境」
- 「市民活動・地域コミュニティ」
- 「町内会」
- 「町内会とは」

※こちらのQRコードから掲載ページへアクセスできます。

ハンドブックの主な内容

- 町内会活動の進め方
 - 1 町内会長の役割
 - 2 町内会の組織
 - 3 町内会の運営
 - 4 町内会の活動
 - 5 安全と安心の町内会活動
 - 6 町内会が活用できる制度
 - 7 町内会と連合組織の活動
- 町内会と目的別の地域団体
 - 1 社会福祉協議会地区協議会
 - 2 地区青少年健全育成推進会
 - 3 地区スポーツ・体育協会
 - 4 福島市交通対策協議会支部
 - 5 衛生団体
 - 6 緑化木害虫防除協議会
 - 7 地域包括支援センター
 - 8 そのほかの目的別地域団体
- 共創のまちづくりを目指して
 - 1 共創のまちづくり
 - 2 自治振興協議会の活動
 - 3 市の広報と広聴活動
 - 4 市民憲章と実践活動
- 資料
 - 1 町内会の会則 (例)
 - 2 総会資料 (例)
 - 3 個人情報取扱方法 (例)
 - 4 認可地縁団体登録の手続き
 - 5 町内会活動関連の各種窓口

令和8年度

～ より安心して町内会活動が行えるように～

町内会活動総合補償制度が変わります！

本連合会では、町内会の皆さんが年間を通じてより活発に、そして安心して町内会活動に参加できるよう、町内会が行う活動中におけるケガや他者（物）に対する損害に備え、「町内会活動総合補償制度」への加入を推奨しております。

昨年度は、町内会の活動状況に合わせて補償内容を選ぶ選択型としましたが、補償内容の見直しを行い、下表のとおりより充実した補償内容に変更いたしました。

令和8年度の加入申込みは、4月中旬から各地区連合会事務局（市役所各支所・出張所、地域共創課）で受付を開始しますので、加入を希望される町内会は忘れずにお申込みをお願いします。

金額（1世帯あたり）		50円
賠償責任（支払限度額：対人・対物共通／1事故）		1億円
傷 害	死亡保険金（事故の日から180日以内）	500万円
	後遺障害保険金（事故の日から180日以内）	500万円限度
	入院保険金（事故の日から180日以内）	日額：5,000円
	通院保険金（事故の日から180日以内90日限度）	日額：3,000円
そ の 他		・手術補償あり ※1
活 動 内 容 イ メ ー ジ	行 事（当日）	○
	文書配布	○
	草刈り機等の動力付き機器の使用を伴う行事	○
	飯坂けんか祭り ※2	○
	行事当日以外の町内会が主催する準備・片付け	○
	行事当日以外に行う町内会が主催する行事に伴う練習	○
	宿泊行事	×
そ の 他		・特定疾病対象 ※3 ・全参加者対象 ※4



- ※1 入院した際に手術も受けた場合、その手術の種類に応じて入院保険金とは別枠で支払い。
 ※2 「危険な行事」として、これまでプランによって補償の対象外となっていた。
 令和8年度からは、町内会として参加するすべての祭りが補償の対象。
 ※3 ケガのほか、急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症も対象。
 ※4 町内会行事に参加するすべての町内会関係者（親族や町内会が依頼した講師など）が対象。
 （これまで町内会会員以外の補償については、「市内に在住の親族」までが対象。）

令和7年度 事故発生状況（2月末現在）

区 分	環境美化	スポーツ	文書配布	お祭り	その他	合 計
件 数	(傷害) 7 (賠償) 1	5	0	4	3	20

■ 主な事故内容

- 【環境美化】・ハチに刺された。 ・伐採した枝が頭部に当たり負傷した。 ・脚立から落下し足を負傷した。
 ・刈払い機による飛石により、乗用車の窓ガラスを破損させた。（賠償責任）
 【スポーツ】・地区ソフトバレー大会で転倒し手を負傷した。 ・地区軟式野球大会でボールが直撃し顔面を負傷した。
 【お 祭 り】・例大祭中に転倒し足を負傷した。 ・夏祭りの準備中、山車から落下し足を負傷した。
 ・夏祭りの片付け中、備品に足を挟み負傷した。
 【そ の 他】・役員会の撤収作業中に転倒し足を負傷した。